

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

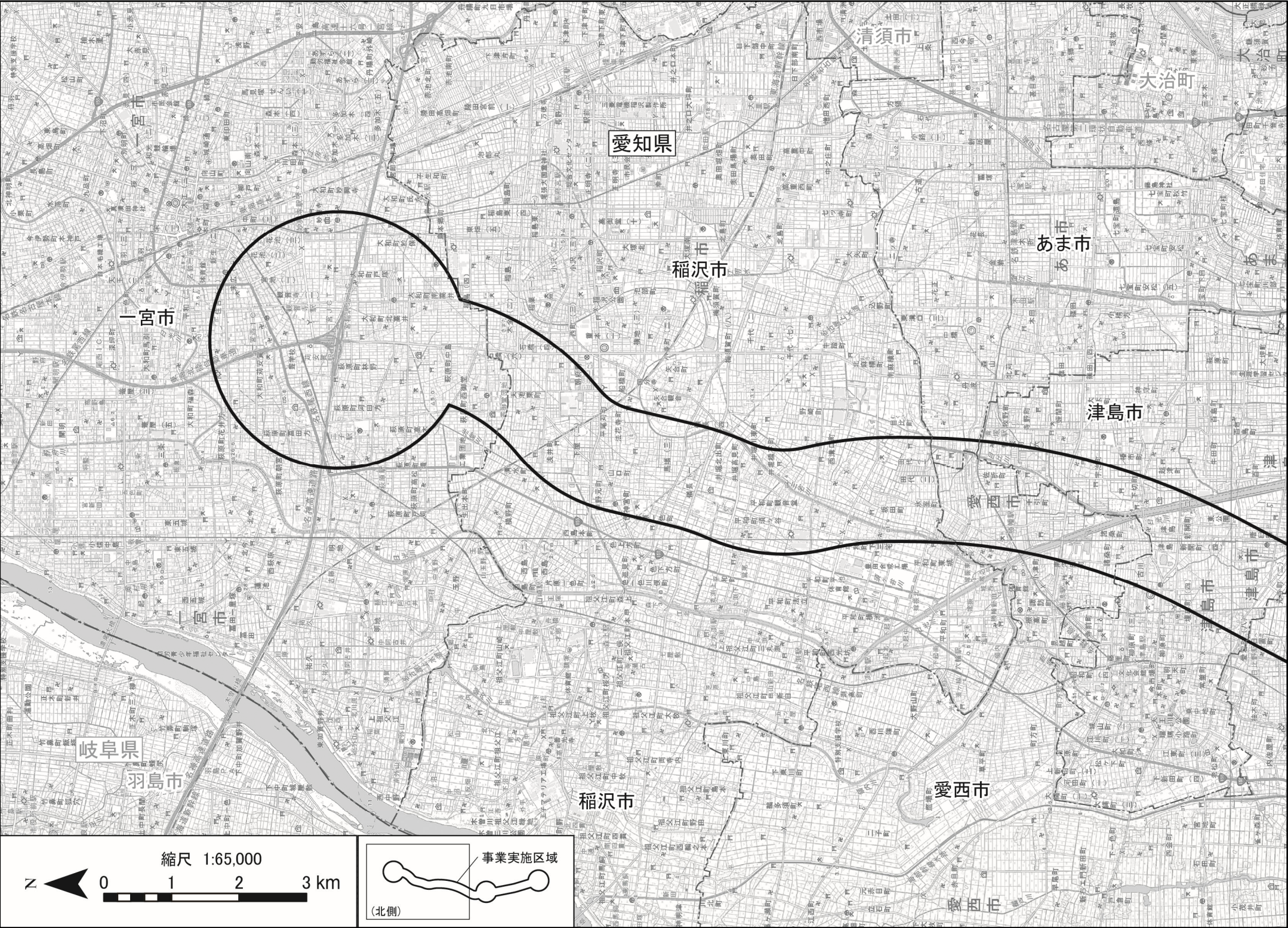
「事業実施区域及びその周囲」（以下、「調査区域」といいます。）とは、環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、事業実施区域から概ね片側約 3km（「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所）」を参考に、環境項目の中で、地域特性の把握範囲が最も広い景観項目の範囲としました。）を含む図 4-1 の範囲とし、地域特性（自然的状況及び社会的状況）を把握する範囲としました。

なお、統計資料等の行政単位による文献調査の場合は、事業実施区域から概ね片側約 3km の範囲に含まれる愛知県一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村、三重県桑名市、木曽岬町の全域を対象としました。これらの市町村は、表 4-1 に示すとおりです。

また、地域特性の把握における文献調査は、令和 7 年 12 月末時点の情報をもとに行いました。

表 4-1 事業実施区域から概ね片側約 3km の範囲に位置する市町村

県名	市町村名
愛知県	一宮市
	津島市
	稲沢市
	愛西市
	弥富市
	あま市
	蟹江町
	飛島村
三重県	桑名市
	木曽岬町



- 凡 例
- 事業実施区域
 - 県界
 - 市町村界

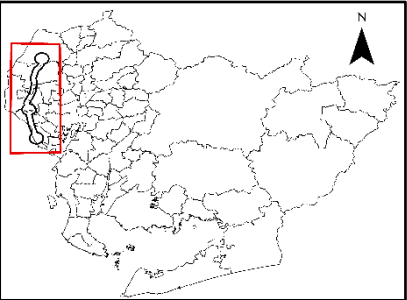
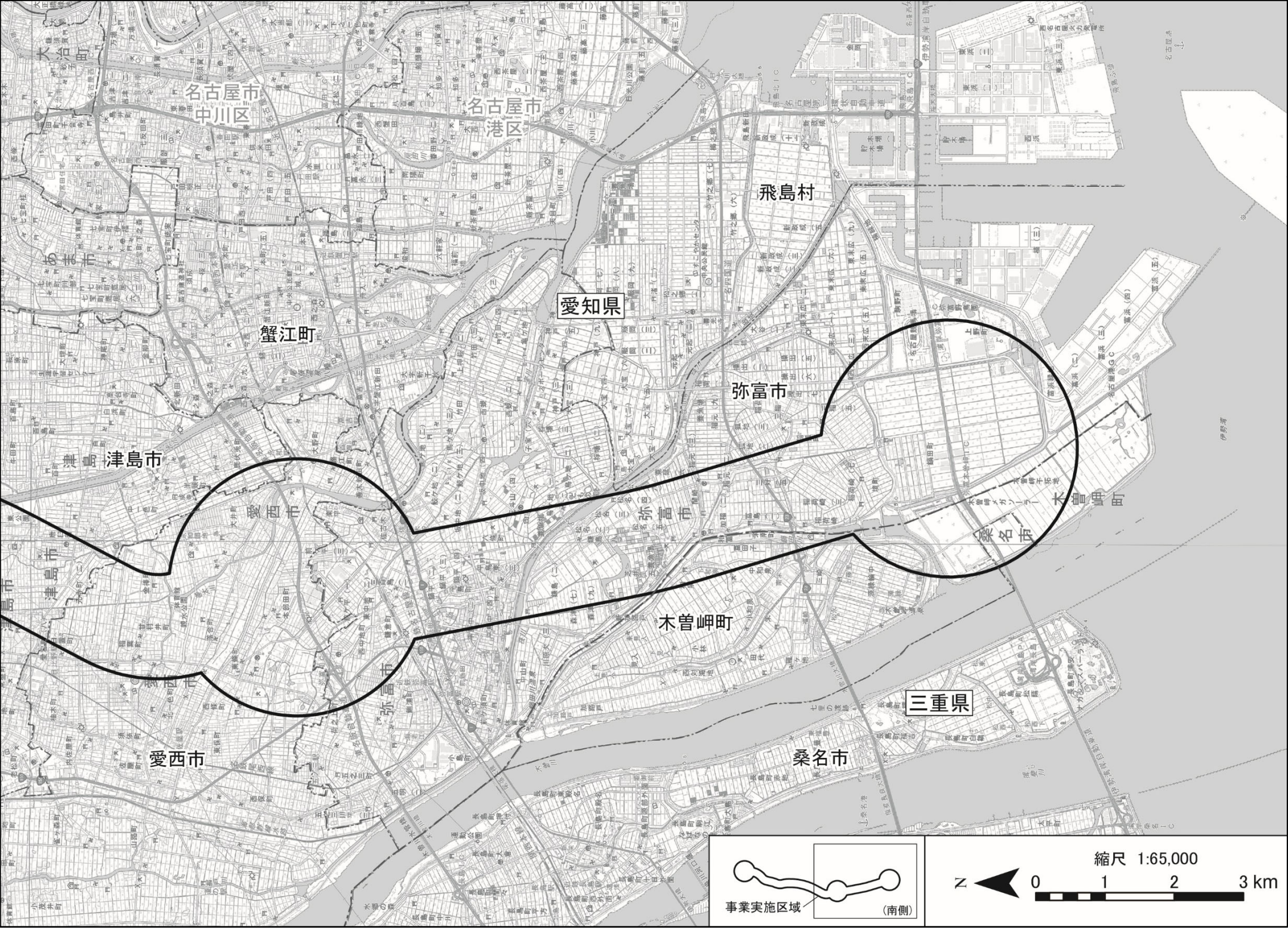


図 4-1(1) 事業実施区域及びその周囲



- 凡 例
- 事業実施区域
 - 県界
 - 市町村界

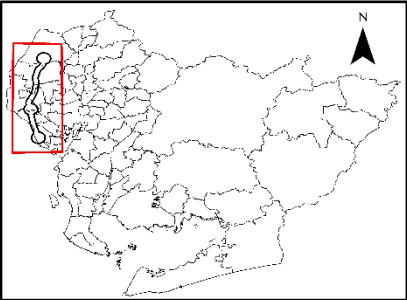


図 4-1(2) 事業実施区域及びその周囲

第1節 自然的状況

事業区域及びその周囲における自然的状況を把握した結果を表 4-1 に示します。

表 4-1(1) 自然的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
気象、 大気質、 騒音、 振動その他の 大気に係る 環境の状況	気象の状況	調査区域に位置する愛西地域気象観測所では、年間の平均気温は 15.3～17.2℃、総降水量は 1,611.5～2,235.5mm、日照時間は 1,743.4～2,332.5 時間、平均風速は 2.3～2.6m/s、最多風向は北西となっています。桑名地域気象観測所では、年間の平均気温は 15.5～17.9℃、総降水量は 1,443.0～1,946.5mm、日照時間は 1,780.2～2,361.4 時間、平均風速は 2.4m/s、最多風向は北となっています。また、蟹江地域雨量観測所では、年間の総降水量は 1,431.5～1,967.0mm となっています。
	大気質の状況	調査区域には、一般環境大気測定局（一般局）が 6 局、自動車排出ガス測定局（自排局）が 5 局存在し、大気環境測定車による調査が愛知県鼎島村において実施されています。 令和 6 年度において、光化学オキシダントはすべての地点で環境基準を達成していませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、微小粒子状物質についてはすべての地点で環境基準を達成しています。 降下ばいじんは、令和 5 年度において 1 箇所で測定が行われており、参考値（10t/km ² ・月）を下回っています。ダイオキシン類は、令和 5 年度において 3 箇所で測定が行われており、すべての地点で環境基準を達成しています。
	騒音及び振動の状況	調査区域において、一般環境騒音については、令和 6 年度に 5 地点で測定が行われており、すべての地点・時間区分で環境基準を達成しています。道路交通騒音の面的評価については、令和 4 年度～令和 6 年度に 27 区間で行われており、環境基準達成率は、昼間で 94.4～100.0%、夜間で 71.8～100.0%となっています。道路交通騒音の要請限度の適合状況については、愛知県では令和 6 年度に 8 地点で、三重県では令和 5 年度に 1 地点で「騒音規制法」に基づく測定が行われており、9 地点のうち 7 地点で要請限度以下となっています。 また、調査区域において、一般環境振動の測定は行われていません。道路交通振動の測定については、令和 6 年度に愛知県では 7 地点、三重県では 2 地点で測定が行われており、すべての地点で要請限度以下となっています。
水象、 水質、 水底の底質 その他水に係る 環境の状況	水象の概況	調査区域には、主要な河川として木曽川水系の木曽川、長良川、揖斐川、日光川水系の日光川、光堂川、領内川等が存在しています。 また、調査区域は、濃尾平野の南端部、木曽川の河口デルタ地帯に位置し、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川用水の用水路や排水路が広く整備されています。
	水質の状況	調査区域において、河川の水質調査は、木曽川、日光川等の 62 地点で行われています。生活環境項目については、令和 5～6 年度の調査結果では、すべての地点で環境基準に適合しています。過去 5 年の調査結果では、令和 2 年度の生物化学的酸素要求量（BOD）の 1 地点において環境基準に適合していません。また、健康項目及びダイオキシン類については、すべての地点で環境基準を達成しています。 調査区域において、海域の水質調査は、2 地点で行われています。生活環境項目については、COD 及び全磷について 1 地点で環境基準に適合していません。また、健康項目については、1 地点で調査が行われており、すべての項目で環境基準を達成しています。

表 4-1(2) 自然的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
水象、水質、水底の底質 その他水に係る環境の状況	水底の底質	調査区域において、令和 6 年度における水底の底質（ダイオキシン類）の調査は 3 地点で行われており、すべての地点で環境基準を達成しています。
	その他水に係る環境 (地下水水質)	調査区域において、令和 6 年度に愛知県の 20 地点（概況調査 9 地点・定期モニタリング（継続監視）調査 11 地点）で、令和 5 年度に三重県の 2 地点で井戸を対象とした地下水水質調査が行われています。愛知県の概況調査においては、砒素が 1 地点で環境基準を達成していません。定期モニタリング（継続監視）調査においては、砒素が 4 地点、ふっ素が 6 地点で環境基準を達成していません。三重県の調査においては 1 地点で砒素及びふっ素の環境基準を達成していません。その他の項目については、すべての地点で環境基準を達成しています。 また、調査区域におけるダイオキシン類（地下水）は、令和 5 年度に 1 地点で調査が行われており、環境基準を達成しています。
土壌及び地盤の状況	土壌の状況	調査区域の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県域南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。調査区域の三重県域においては、粗粒グライ土壌、グライ土壌等の様々な種類の土壌がモザイク状に分布しています。 調査区域における土壌中ダイオキシン類濃度については、令和 5 年度に 1 地点で調査が行われており、環境基準を達成しています。
	地盤の状況	調査区域が位置する濃尾平野では昭和 50 年頃までは激しい沈下現象を示していましたが、現在では濃尾平野中西部を除き、地盤沈下は沈静化しています。愛知県及び三重県における令和 6 年の水準点測量成果においては、事業実施区域内で年間 1cm 以上沈下した水準点はありません。 調査区域における地下水位については、過去 10 年間（平成 26 年度～令和 5 年度）に愛知県及び三重県の 6 地点で調査が行われており、自然水位は 1.65～7.60m となっています。
地形及び地質の状況	地形及び地質の状況	調査区域は、木曽三川により形成された沖積平野である濃尾平野に位置しており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在するなど、低地の地形が広がっています。また、調査区域は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。
	重要な地形及び地質の状況	調査区域には、重要な地形及び地質として、木曽川の河畔砂丘と藤前干潟が存在しています。
	活断層の状況	調査区域には、濃尾平野の中央部に北北西-南南東方向に貫く「大藪-津島活動セグメント」、「大垣-今尾活動セグメント」及び「岐阜-一宮活動セグメント」が存在しています。ただし、当該断層において第四系（第四紀に形成された地層や岩石）を変位させる断層が確認されていないため、活断層ではないと判断されています。
植生及び生態系の状況	動物の生息の状況	調査区域には、重要な動物種として、哺乳類 7 種、鳥類 65 種、爬虫類 4 種、両生類 3 種、魚類 38 種、昆虫類 87 種、底生動物 31 種、陸産貝類 8 種、クモ類 7 種の確認記録があります。これらの重要な動物種に加えて、津島市では「津島の透明鱗のギンブナ（エベツサマ）」が天然記念物に指定されています。 また、注目すべき生息地として、木曽三川合流域の河川・水路およびため池群、伊勢湾（伊勢湾の汽水域、藤前干潟、木曽三川河口干潟、木曽三川河口木曽岬干拓地）及び木曽岬干拓地が存在しています。

表 4-1(3) 自然的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
植生及び生態系の状況 動植物の生息又は生育、 植生及び生態系の状況	植物の生育及び植生の状況	調査区域には、重要な植物種として、181 種の確認記録があります。また、調査区域の植生については、「市街地、緑の多い住宅地」などの宅地等と「水田雑草群落、果樹園、畑地雑草群落」などの耕作地が広く分布するほか、海岸部で「工場地帯」の広いまとまりが見られます。 また、調査区域には、特定植物群落が 2 箇所、巨樹巨木林が 115 件、天然記念物が 55 件存在しています。
	生態系の状況	調査区域全体に低地の地形が広がり、調査区域西側に木曽川等の河川が伊勢湾に向かって貫流していることから、「低地」、「河川」及び「沿岸」に区分した上で、植生等の状況を踏まえて環境を 12 区分に類型化しました。 また、自然環境類型区分をもとに、調査区域における地域を特徴づける生態系を「低地の水田生態系」、「低地の都市生態系」、「木曽川等の河川生態系」及び「沿岸海域生態系」の 4 つに設定しました。
景観及び人と自然との活動の場の状況 景観及び人と自然との触れ合いの場の状況	景観の状況	調査区域は、愛知県・岐阜県・三重県の県境付近に位置し、濃尾平野を流れる自然豊かな木曽三川（木曽川、長良川、揖斐川）の眺望が自然景観として挙げられます。また、概ね全体として平坦であるため、木曽三川を挟んだ対岸の遠景として山地の眺望を得ることができる地域となっています。 調査区域には、主要な眺望点が 9 箇所、景観資源が 52 箇所存在しています。
	人と自然との触れ合いの活動の場の状況	調査区域には、市街地等に緑豊かな公園や緑道が整備されており、地域の人々にとっての憩いの場となっています。また、木曽三川沿いや農耕地、市街地等において散策コースが多数存在しています。 調査区域には、人と自然との触れ合いの活動の場が 100 箇所存在しています。
一般環境中の放射性物質の状況		調査区域には、空間放射線量率を測定するモニタリングポストは設置されていませんが、調査区域に最も近いモニタリングポストの令和 6 年度の測定結果は $0.053 \mu\text{Gy/h}$ で、通常測定される範囲内となっています。

第2節 社会的状況

事業区域及びその周囲における社会的状況を把握した結果を表 4-2 に示します。

表 4-2(1) 社会的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
産業の状況 人口及び	人口の状況	令和 2 年 10 月 1 日現在の人口は、愛知県一宮市約 38 万人、津島市約 6 万人、稲沢市約 13 万人、愛西市約 6 万人、弥富市約 4 万人、あま市約 9 万人、蟹江町約 4 万人、飛島村約 5 千人、三重県桑名市約 14 万人、木曽岬町約 6 千人となっています。
	産業の状況	愛知県全体及び三重県全体の産業別の就業者の割合は、第 3 次産業就業者の割合が最も高く、第 1 次産業就業者の割合が最も低くなっています。
土地利用の状況	土地利用の現況	調査区域において、低層建物及び田が広範囲を占めており、一部工場や高層建物が存在しています。また、愛知県・岐阜県・三重県の県境には木曽川及び長良川が構成する河川地が広がっています。
	土地利用計画の状況	調査区域のほぼ全域が都市地域に含まれ、すべての市町村において集落・市街地が形成された市街化区域が指定されています。また、農業地域及び農用地区域は、調査区域の広範囲で指定されています。森林地域は指定されていません。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	利水の状況	生活用水について、愛知県では、県全体の上水道水源の多くを県水が占めていますが、一宮市では取水量の約 4 割、稲沢市では取水量の約 6 割が地下水（深井戸）を水源としています。三重県では、上水道水源の多くを県水または地下水（浅井戸・深井戸）が占めており、桑名市では浅層地下水（浅井戸）及び深層地下水（深井戸）、木曽岬町では県水を主な水源としています。 農業用水について、調査区域における農業用水の多くは、宮田用水及び木曽川用水から供給を受けています。 工業用水について、愛知県及び三重県では、県全体の公共水道（工業用水道）からの取水が多くを占めています。
	漁業の状況	愛知県では、鵜戸川に共同漁業権、善太川及び佐屋川に区画漁業権が設定されています。三重県では、海面として木曽川、鍋田川、町屋川に共同漁業権及び区画漁業権が設定されています。
交通の状況		調査区域には、名神高速道路や東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、東海北陸自動車道等の高速自動車国道、国道 1 号や国道 23 号等の一般国道等が存在しています。また、鉄道として、東海道新幹線、JR 東海道本線、JR 関西本線、名鉄名古屋本線、名鉄尾西線、名鉄津島線、近鉄名古屋線が存在しています。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況	調査区域には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校・図書館、幼稚園・保育園等、病院・福祉施設）が多数分布しており、事業実施区域において、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。
	住宅の配置の概況	調査区域については、ほぼ全域が都市地域に含まれ、すべての市町村で市街化区域が指定されているなど市街化が進んだ区域となっており、住居が広く分布しています。また、人口集中地区（DID 地区）が存在しています。
下水道の整備の状況		愛知県における調査区域の汚水処理人口普及率は 70.1～97.1%、下水道処理人口普及率は 0.0～71.3%となっています。調査区域には公共下水道処理場が 3 箇所存在しています。 三重県における調査区域の汚水処理人口普及率は 93.3～100%、下水道処理人口普及率は 65.5～82.0%となっています。調査区域には公共下水道処理場が 2 箇所存在しています。

表 4-2(2) 社会的状況

項目	事業実施区域及びその周囲の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	調査区域における「環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況」は、以下のとおりです。 ・「都市計画法」により定められた用途地域があります。 ・「環境基本法」に基づく公害防止計画は策定されていません。 ・「環境基本法」により定められた環境基準として、大気の汚染、騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染に係る基準があります。 ・「大気汚染防止法」により規定された指定地域はありません。 ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」により愛知県一宮市・津島市・稲沢市（旧祖父江町を除く）・愛西市（旧立田村、旧八開村を除く）・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村、三重県桑名市（旧多度町を除く）・木曽岬町は窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されています。また、調査区域における愛知県のすべての市町村（旧祖父江町、旧立田村、旧八開村を除く）が愛知県が定める「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」の対策地域に指定されています。さらに、同法に基づき、愛知県では「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」、三重県では「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」が策定されています。 ・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による沿道整備道路の指定はありません。 ・「騒音規制法」に基づく自動車騒音の限度が指定される区域が存在しています。 ・「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域が存在しています。 ・愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域が存在しています。 ・「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度が指定される区域が存在しています。 ・「振動規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域が存在しています。 ・愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域が存在しています。 ・「水質汚濁防止法」で定める排水基準より厳しい許容限度を定める排水基準（上乗せ排水基準）は、愛知県条例により、木曽川水域及び名古屋港・庄内川等水域に設定されています。また、同法により調査区域のすべての市町村は化学的酸素要求量及び窒素又はりん含有量について同法施行令で定める地域（指定地域）に定められています。 ・「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域が7件存在しています。 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域は存在していません。 ・「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」により定められた農用地土壌汚染対策地域は存在していません。 ・「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく「世界遺産一覧表」に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は存在していません。 ・「世界かんがい施設遺産」は存在していません。 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく生息地等保護区の区域は存在していません。 ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づく湿地の区域として藤前干潟が存在しています。

表 4-2(3) 社会的状況

項目	事業実施区域及びその周囲の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	・「文化財保護法」に基づき指定あるいは登録された史跡、名勝又は天然記念物、有形民俗文化財及び無形民俗文化財として、国指定史跡が2件、国登録名勝地関係が1件、各県指定史跡が3件、各県指定名勝が1件、各県指定天然記念物が6件、各市・町・村指定史跡が44件、各市・町指定天然記念物が50件存在しています。さらに、国指定建造物が16件、登録有形文化財（建造物）が32件、各県指定建造物が4件、各市・町・村指定建造物が27件存在し、国指定無形民俗文化財が2件、記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財が2件、各県指定有形民俗文化財が3件、各県指定無形民俗文化財が4件、各市・町・村指定有形民俗文化財が13件、各市・町・村指定無形民俗文化財が60件存在しています。なお、重要文化的景観は調査区域に存在していません。また、周知の埋蔵文化財包蔵地は1,056件存在しています。 ・「自然公園法」に基づき指定された都道府県立自然公園として水郷県立自然公園が存在しています。なお、国立公園及び国定公園はありません。 ・「自然環境保全法」に基づく都道府県自然環境保全地域として蓮華寺寺叢が存在しています。なお、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域はありません。 ・「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区の区域は存在していません。また、同法に基づき、愛知県及び三重県の一部の市町において緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）が策定されています。 ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区として国指定藤前干潟鳥獣保護区・特別保護地区、弥富鳥獣保護区、木曽川中流鳥獣保護区（集団渡来地）が指定されています。 ・「都市計画法」に基づく風致地区として津島神社風致地区及び天王川風致地区が存在しています。 ・「景観法」に基づき、愛知県一宮市、津島市及び三重県桑名市が景観行政団体となっており、愛知県一宮市及び三重県桑名市では良好な景観の形成に関する計画（景観計画）が策定されています。なお、津島市では、景観計画策定に向けて検討を進めています。 ・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）は、津島市で策定されています。 ・「保護林設定管理要領」に基づく保護林の区域はありません。 ・愛知県では「美しい愛知づくり条例」、三重県では「三重県景観づくり条例」、愛知県一宮市では「一宮市景観条例」、三重県桑名市では「桑名市景観条例」が制定されています。 ・「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（重要湿地）として、木曽三川合流域の河川・水路およびため池群、伊勢湾が存在しています。 ・「生物多様性保全上重要な里地里山」により選定された重要里地里山の区域はありません。 ・「森林法」により指定された保安林のうち、公衆の保健の保存（保健保安林）、名所又は旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林は存在しません。 ・「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定された農業振興地域及び農用地区域が存在しています。 ・「工業用水法」に基づく指定地域に愛知県の調査区域が該当します。 ・「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」に基づく対象地域に、愛知県及び三重県が含まれます。このうち、愛知県及び三重県の調査区域は規制地域に該当します。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域が存在しています。

表 4-2(4) 社会的状況

項目	事業実施区域及びその周囲の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	・愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく総排出量規制区域に調査区域のすべての市町村が指定されています。また、同条例に基づき、事業活動に伴って排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設を規制対象としています。 ・「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」に基づき、主要な工場・事業場については「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」に、ディーゼル機関等の内燃機関については「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」に基づき指導を行うこととしている。 ・「水質汚濁防止法」に基づき、愛知県では「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛知県）」、三重県では「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第9次）」が策定されています。 ・愛知県では「愛知県環境基本条例」、三重県では「三重県環境基本条例」を制定しています。 ・愛知県では「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定しており、愛知県自然環境保全地域及び生息地等保護区を指定しています。三重県では「三重県自然環境保全条例」を制定しており、三重県自然環境保全地域を指定しています。 ・愛知県では「県民の生活環境の保全等に関する条例」、三重県では「三重県生活環境の保全に関する条例」を制定しています。 ・愛知県では「愛知県地球温暖化対策推進条例」、三重県では「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定しています。
その他の状況	・愛知県では、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」、三重県では「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」を制定しています。 ・愛知県及び三重県で実施された公共土木工事から発生した建設副産物の再資源化の状況について、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材及び金属くずの再資源化率が9割を超えており、特に高くなっています。また、建設発生土の有効利用率は80%程度となっています。 ・産業廃棄物処理施設は、調査区域において、中間処理施設が184箇所、最終処分施設が3箇所存在しています。 ・愛知県では、「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」、三重県では「三重県地球温暖化対策総合計画」が策定されており、それぞれ平成25年度(2013年度)比で46%、47%削減することを目標に掲げています。 ・公害苦情件数について、典型7公害のうち、愛知県では騒音及び大気汚染が多く、三重県では大気汚染及び悪臭が多くなっています。

第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

道路事業の場合、計画段階における地域特性の把握は既存資料の調査によるものであり、詳細なルートや位置や道路構造等について検討段階であるため、必ずしも定量的な予測・評価ができるものではありません。このため、計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法としました。

調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では集落・市街地、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについて、表 5-1 に示します。また、予測は、環境の状況の変化を把握する方法としました。評価は、環境影響の程度を整理、比較する方法としました。予測地域は図 5-1 に示すとおりです。

表 5-1 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

計画段階 配慮事項	検討対象	調査 手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質 自動車の走行による騒音	集落・市街地の位置 ・人口集中地区（DID 地区） ^{注1)}	既存 資料	集落・市街地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
道路の存在による動物	重要な種の生息地等 ・動物の重要な種 ^{注2)} ・天然記念物 ^{注3)} ・注目すべき生息地 ^{注4)}	既存 資料	重要な種の生息地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地等 ・特定植物群落 ^{注5)} ・巨樹・巨木林 ^{注6)} ・天然記念物 ^{注3)}	既存 資料	重要な種・群落の生育地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、 まとまって存在する自然環境 ・自然公園 ^{注7)} ・自然環境保全地域 ^{注8)} ・鳥獣保護区 ^{注9)} ・重要湿地 ^{注10)}	既存 資料	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	景観の保全上重要な箇所 ・主要な眺望点、景観資源 ^{注11)}	既存 資料	景観の保全上重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

注1) 人口集中地区（DID 地区）の既存資料：「国土数値情報データダウンロードサイト」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）の人工集中地区（DID 地区）

注2) 重要な動物の既存資料：「愛知県すぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）、「三重県すぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）、「第2回自然環境保全基礎調査 愛知県動植物分布図」（昭和56年、環境庁）、「第2回自然環境保全基礎調査 岐阜県動植物分布図」（昭和56年、環境庁）、「文化財・文化遺産」（津島市教育委員会ホームページ）

注3) 天然記念物の既存資料：「愛知県オープンデータカタログ（マップあいち公開データ）」（愛知県ホームページ）、「一宮市内の文化財」（一宮市ホームページ）、「文化財・文化遺産」（津島市教育委員会）、「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）、「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）、「市の文化財」（弥富市ホームページ）、「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）、「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会 文化財ホームページ）

注4) 注目すべき生息地の既存資料：「三重県レッドデータブック2015」（平成27年3月、三重県）

注5) 特定植物群落の既存資料：「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

注6) 巨樹・巨木林の既存資料：「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林」（環境省生物多様性センターホームページ）

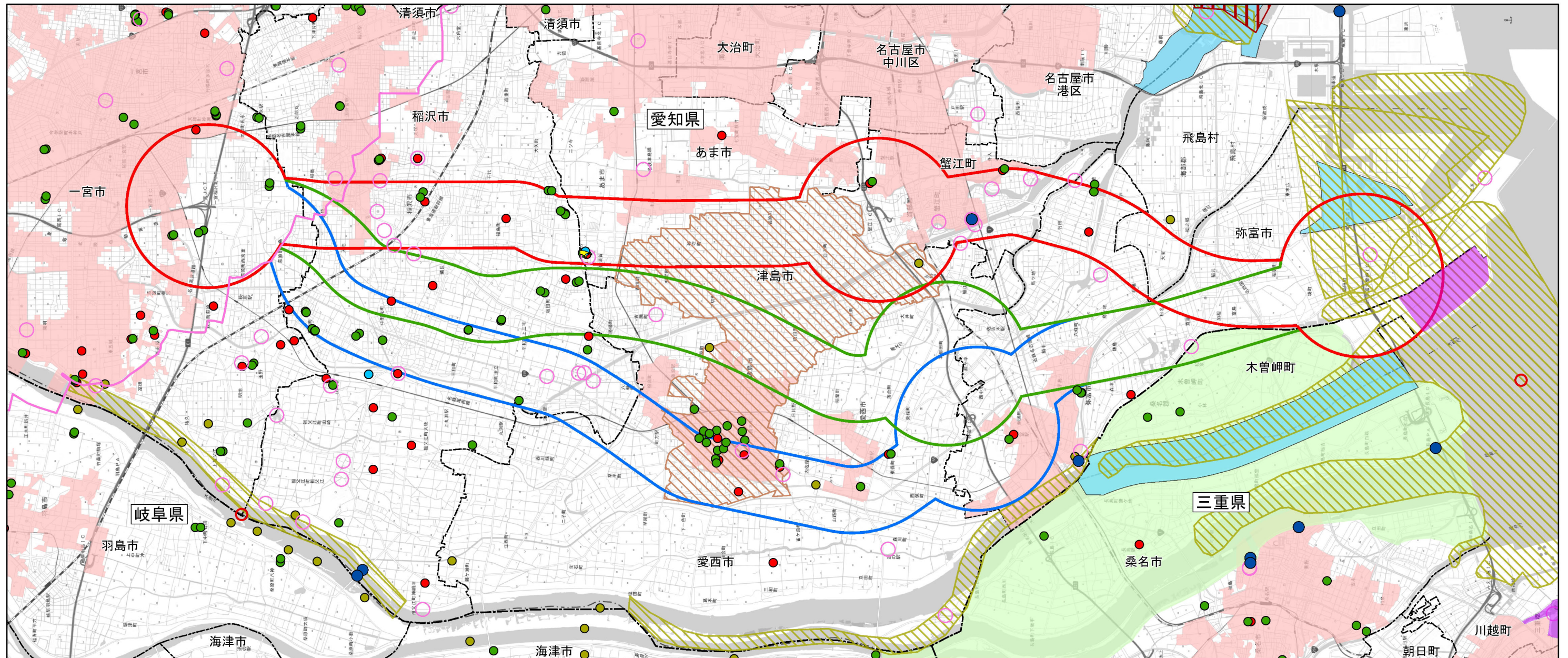
注7) 自然公園の既存資料：「岐阜県内の自然公園の紹介」（岐阜県ホームページ）、「三重県内の自然公園図」（三重県ホームページ）

注8) 自然環境保全地域の既存資料：「あいちの環境 愛知県自然環境保全地域」（愛知県環境局ホームページ）

注9) 鳥獣保護区の既存資料：「あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県環境局ホームページ）、「令和5年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）

注10) 重要湿地の既存資料：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）、「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）

注11) 主要な眺望点、景観資源の既存資料：「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）、「観光三重」（公益社団法人三重県観光連盟）、「名古屋公式観光情報 名古屋コンシェルジュ」（公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー）、「一宮市の公式観光サイト Ichinomiya NAVI」（一宮市観光協会）、「観光案内」（津島市ホームページ）、「観光情報」（津島市観光協会）、「稲沢市観光ガイドブック」（令和2年2月、稲沢市観光協会）、「稲沢景観地50選と写真で綴る美的稲沢」（稲沢市ホームページ）、「見る・遊ぶ」（愛西市観光協会）、「市内観光の案内について」（弥富市ホームページ）、「観る・遊ぶ」（あま市観光協会ホームページ）、「観光・ウォーキングマップ」（蟹江町観光協会ホームページ）、「桑名市オープンデータカタログサイト（市内観光施設情報）」（桑名市ホームページ）、「自然・公園」（桑名市観光サイト）、「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会）、「観光・産業」（木曾岬町ホームページ）、「地域のスポット」（川越町ホームページ）



凡例

- | | |
|---|--|
| 人口集中地区(DID地区) | 自然環境保全地域 |
| 動物の重要な種 | 鳥獣保護区 |
| 天然記念物(動物) | 重要湿地 |
| 注目すべき生息地 | 眺望点 |
| 特定植物群落 | 景観資源 |
| 巨樹・巨木林 | |
| 天然記念物(植物) | |
| 自然公園 | |

地理院タイルを加工して作成

凡例

- | |
|--|
| 県境 |
| 市区町村境 |
| 【案①】東側ルート(西尾張中央道活用) |
| 【案②】中央ルート |
| 【案③】西側ルート(国道155号活用) |



図 5-1 予測地域

本事業に係る計画段階配慮事項について、各案における環境影響を検討した結果は、表 5-2 に示すとおりです。

「自動車の走行による大気質及び騒音」の影響の程度は、ルート帯が通過する集落・市街地（人口集中地区（DID））の面積が最も小さい【案②】が、【案①】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による動物」の影響の程度は、ルート帯が通過する重要な種の生息地等（動物の重要な種の生息地、天然記念物及び注目すべき生息地）の箇所数が比較的少ない【案②】及び【案③】が、【案①】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による植物」の影響の程度は、ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等（特定植物群落、巨樹・巨木林及び天然記念物）の箇所数が最も少ない【案②】が、【案①】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による生態系」の影響の程度は、ルート帯が通過するまとまって存在する自然環境である自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区及び重要湿地の面積が最も小さい【案①】が、【案②】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による景観」の影響の程度は、ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の箇所数が最も少ない【案②】が、【案①】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

今後、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地、動物や植物の重要な生息地・生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、景観の保全上重要な箇所等への影響を回避したルートや構造等を検討します。

なお、各検討対象の回避が困難または、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

表 5-2(1) 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	検討 対象	【案①】東側ルート (西尾張中央道活用)	【案②】中央ルート	【案③】西側ルート (国道 155 号活用)
自動車の 走行による大気 質、騒音	集落・ 市街地 の位置	・ルート帯は、集落・市街地を極力回避しますが、大気質及び騒音の影響をより受けやすいと考えられる人口集中地区(DID)の通過面積が比較的大きいため、大気質及び騒音の影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の人口集中地区(DID)については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、集落・市街地を極力回避し、大気質及び騒音の影響をより受けやすいと考えられる人口集中地区(DID)の通過面積が最も小さいため、大気質及び騒音の影響を与える可能性は最も小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の人口集中地区(DID)については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、集落・市街地を極力回避しますが、大気質及び騒音の影響をより受けやすいと考えられる人口集中地区(DID)の通過面積が最も大きいため、大気質及び騒音の影響を与える可能性は最も大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の人口集中地区(DID)については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する人口集中地区(DID)の面積が最も小さい案②が案①及び案③と比べて小さいと評価します。		
道路の存 在による 動物	重要な 種の生 息地等	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地等の一部を通過するものの概ね回避します。 ・天然記念物(津島の透明鱗のギンブナ)が津島市全域に指定されており、ルート帯が通過しますが、これらは河川等の水域に生息していることから、事業に伴う影響は限定的と考えられます。 ・ルート帯が通過する動物の重要な種の生息地等の箇所数が最も多いことから、重要な種の生息地等に影響を与える可能性は最も大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種の生息地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地等の一部を通過するものの概ね回避します。 ・天然記念物(津島の透明鱗のギンブナ)が津島市全域に指定されており、ルート帯が通過しますが、これらは河川等の水域に生息していることから、事業に伴う影響は限定的と考えられます。 ・ルート帯が通過する動物の重要な種の生息地等の箇所数が比較的少ないことから、重要な種の生息地等に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種の生息地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地等の一部を通過するものの概ね回避します。 ・天然記念物(津島の透明鱗のギンブナ)が津島市全域に指定されており、ルート帯が通過しますが、これらは河川等の水域に生息していることから、事業に伴う影響は限定的と考えられます。 ・ルート帯が通過する動物の重要な種の生息地等の箇所数が比較的少ないことから、重要な種の生息地等に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種の生息地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する動物の重要な種、天然記念物及び注目すべき生息地の箇所数が比較的少ない案②及び案③が案①と比べて小さいと評価します。		

表 5-2(2) 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	検討 対象	【案①】東側ルート (西尾張中央道活用)	【案②】中央ルート	【案③】西側ルート (国道 155 号活用)
道路の存在による 植物	重要な 種・群 落の生 育地等	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた特定植物群落、巨樹・巨木林及び天然記念物の一部を通過するものの重要な種・群落の生育地等を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等の箇所数が少ないことから、重要な種・群落の生育地等に影響を与える可能性は小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種・群落の生育地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた巨樹・巨木林及び天然記念物の一部を通過するものの重要な種・群落の生育地等を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等の箇所数が最も少ないことから、重要な種・群落の生育地等に影響を与える可能性は最も小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種・群落の生育地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた巨樹・巨木林及び天然記念物の一部を通過するものの重要な種・群落の生育地等を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等の箇所数が最も多いことから、重要な種・群落の生育地等に影響を与える可能性は最も大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種・群落の生育地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する特定植物群落、巨樹・巨木林及び天然記念物の箇所数が最も少ない案②が案①及び案③と比べて小さいと評価します。		
道路の存在による 生態系	生態系 の保全 上重要 であつ て、ま とまっ て存在 する自 然環境	・ルート帯は、自然公園、自然環境保全地域及び鳥獣保護区の一部を通過するものの生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境の通過面積が最も小さいことから、これら自然環境に影響を与える可能性は最も小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、自然公園、及び鳥獣保護区の一部を通過するものの生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境の通過面積が比較的大きいことから、これら自然環境に影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、自然公園、及び鳥獣保護区の一部を通過するものの生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境の通過面積が比較的大きいことから、これら自然環境に影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区及び重要湿地の面積が最も小さい案①が案②及び案③と比べて小さいと評価します。		

表 5-2(3) 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	検討 対象	【案①】東側ルート (西尾張中央道活用)	【案②】中央ルート	【案③】西側ルート (国道 155 号活用)
道路の存在による 景観	景観の 保全上 重要な 箇所	・ルート帯は、主要な眺望点及び景観資源の一部を通過するものの概ね回避します。 ・ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の通過箇所数が最も多いことから、景観上重要な箇所に影響を与える可能性は最も大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の主要な眺望点及び景観資源については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、主要な眺望点及び景観資源の一部を通過するものの概ね回避します。 ・ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の通過箇所数が最も少ないことから、景観上重要な箇所に影響を与える可能性は最も小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の主要な眺望点及び景観資源については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、主要な眺望点及び景観資源の一部を通過するものの概ね回避します。 ・ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の通過箇所数が比較的多いことから、景観上重要な箇所に影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の主要な眺望点及び景観資源については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する主要な眺望点、景観資源の箇所数が最も少ない案②が案①及び案③と比べて小さいと評価します。		

第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者等の見解は、表6-1に示すとおりです。

表 6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
1. 総論	
(1) 対象事業実施区域の設定 今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。 ア. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居 イ. 主要な河川、取水源、生物多様性の観点から重要度の高い海域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、ラムサール条約湿地 ウ. 自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落調査）において選定されている特定植物群落、同調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林 エ. 鳥獣保護管理法に基づき指定されている弥富鳥獣保護区等	今後の詳細なルート の位置及び道路構造の検討にあたっては、各論での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な施設等への影響を回避又は極力低減します。
(2) 環境影響評価の項目の選定等 本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。 また、今後、本事業において、一宮西港道路への連絡道路等が計画されることにより、追加的な環境影響が生ずるおそれがある場合は、連絡道路等の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定しました。 なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、土壌、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等を選定しました。 また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手續において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。
3) 地域住民等への説明及び関係機関との連携 本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたる工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明すること。また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手續を実施すること。	本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明を行います。 また、本事業の実施にあたっては、関係機関と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手續を実施していきます。

表 6-1(2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
2. 各論	
(1) 大気環境 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、住居等が多数存在しており、西尾張・海部地域東部の高速アクセス性に優れ、東海北陸自動車道から名古屋港までを最短距離で接続するルート（以下「案①」という。）及び西尾張・海部地域西部の高速アクセス性に優れるルート（以下「案②」という。）については、特に住居等が多いルート帯であるため、自動車の走行による大気質への影響並びに騒音及び振動の増加による住居等への影響がより懸念される。このため、詳細なルートの位置、道路構造及び工法の検討に当たっては、工事中及び供用後における大気質への影響並びに騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。	今後の事業計画の検討にあたっては、工事中及び供用後における大気質への影響並びに騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討します。
(2) 水環境 想定区域及びその周辺には、上水道の取水源である井戸が存在しているほか、本事業は、ラムサール条約湿地に登録されている藤前干潟等に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。このため、土工部及び橋梁部においては、土工量を抑制するルートの位置及び構造を検討することにより、土地の改変や河床掘削に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減すること。 また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、必要に応じて適切に予測及び評価を実施すること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討にあたっては、土地の改変や河床掘削に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減するよう配慮します。 また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、必要に応じて適切に予測及び評価を実施します。
(3) 動植物及び生態系 想定区域及びその周辺には、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイタセンパラ、「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月環境省）に絶滅危惧 IA 類として掲載されているニッポンバラタナゴ等の重要な動物の生息が確認されているほか、自然環境保全基礎調査の第 2 回調査（特定植物群落調査）において選定されている特定植物群落、同調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、自然公園法及び三重県立自然公園条例に基づき指定されている水郷県立自然公園、鳥獣保護管理法に基づき指定されている弥富鳥獣保護区等が存在している。さらに、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に抽出されている「木曽三川合流域の河川・水路およびため池群」が想定区域に含まれている可能性がある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減すること。また、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減します。 また、今後の環境影響評価手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討します。

表 6-1(3) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
2. 各論	
(4) 廃棄物等 ア 廃棄物について 本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。	本事業の実施に伴い発生する廃棄物については発生量を極力抑制し、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とします。
イ 建設発生土について 本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルート上の位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。 また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。	詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制します。 また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とします。
(5) 温室効果ガス 今後の事業計画の具体化に当たっては、「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月閣議決定）に示される 2030 年度、2035 年度及び 2040 年度の温室効果ガス排出量の削減目標（以下「削減目標」という。）の達成や 2050 年ネット・ゼロの実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等の地球温暖化対策に関連する施策や、最新技術の開発・社会実装といった最新の知見及び動向を踏まえつつ、例えば、GX 建設機械の認定に関する規定（令和 5 年 10 月国土交通省）に基づき認定された GX 建設機械等の省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明の LED 化等の省エネルギー設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガスの排出削減に資する対策を検討すること。 また、今後、道路管理者が道路法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 22 号。以下「改正道路法」という。）に基づく道路脱炭素化推進計画を策定した場合には、当該計画も踏まえて本事業を実施すること。	今後の事業計画の具体化に当たっては、削減目標の達成や 2050 年ネット・ゼロの実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等の地球温暖化対策に関連する施策や、最新技術の開発・社会実装といった最新の知見及び動向を踏まえつつ、例えば、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明の LED 化等の省エネルギー設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガスの排出削減に資する対策を検討します。 また、今後、改正道路法に基づく道路脱炭素化推進計画を踏まえて本事業を実施します。

第7章 計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

第1節 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と事業予定者の見解

望ましいルート帯案を検討する際に重要だと思う事項として、「生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと」、「自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと」及び「地域の景観（景観資源等）に配慮し、影響が少ないこと」の3項目について意見聴取を行い、「強くそう思う」、「どちらかというと思う」、「どちらかというと思わない」、「全くそう思わない」の4段階で回答していただきました。（意見聴取期間：令和6年7月22日～令和6年10月4日）

その結果、重要だと思う意見（“強くそう思う”“どちらかというと思う”）は、「生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で82%、広域道路利用者で77%、事業者で84%、「自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で78%、広域道路利用者で73%、事業者で80%、地域の景観（景観資源等）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で75%、広域道路利用者で72%、事業者で75%という結果でした。

また、自由意見の中で環境に関する意見が多数寄せられ、その代表的な意見及び事業予定者の見解を表 7-1 に示します。

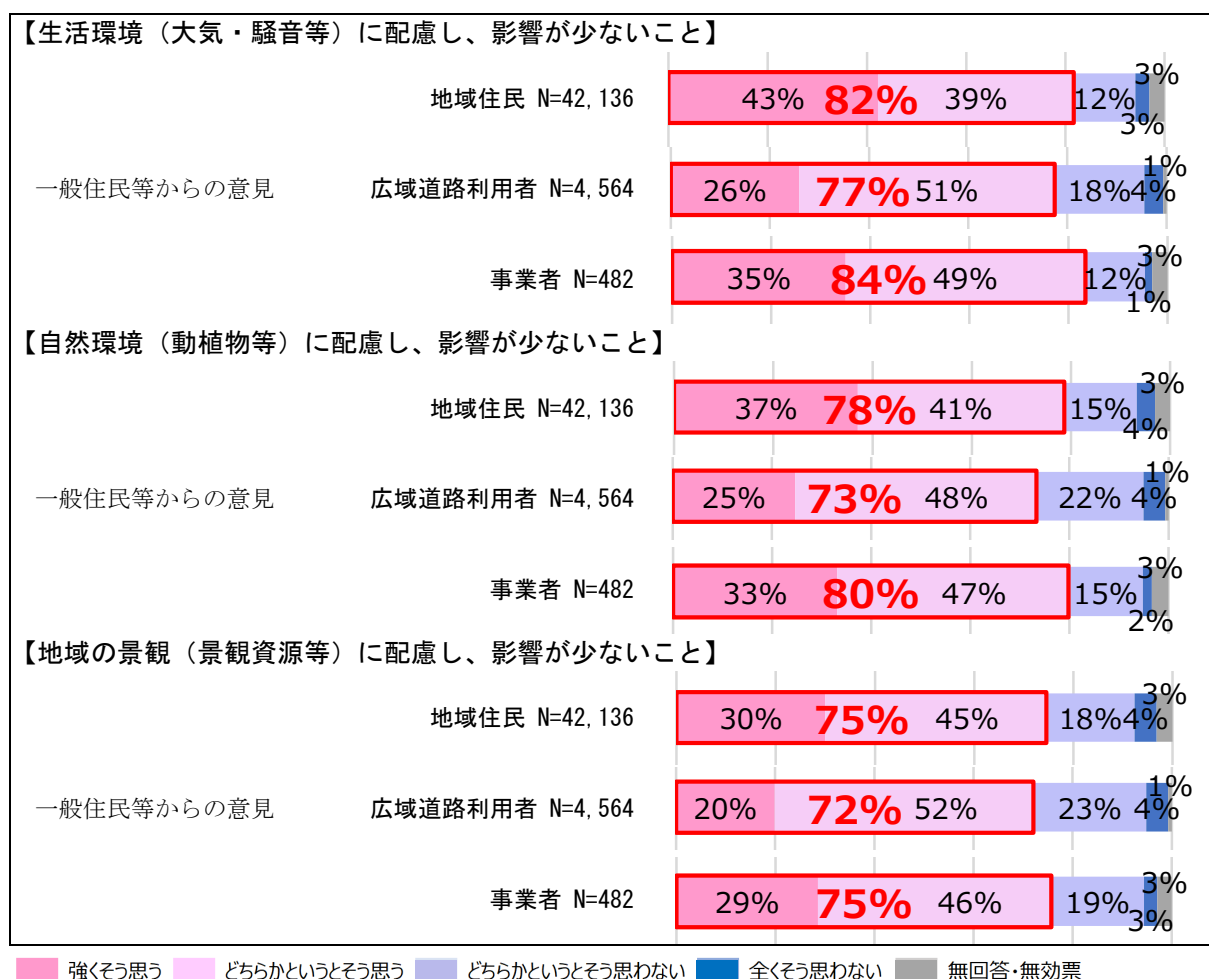


図 7-1 一般住民（企業団体含む）からの重視すべきという意見の割合

表 7-1 一般住民（企業団体含む）からの主な意見と事業予定者の見解

項目	一般住民からの意見	事業予定者の見解
環境全般	・生活環境・自然環境・景観に配慮したルートにしてほしいです。 ・生活環境、自然環境への配慮が重要と考えます。 ・住環境への配慮が必要。 ・環境に優しいこと。 ・周りの環境に悪影響を及ぼさないこと。 ・交通の利便性をあげるのは良いことだが環境問題にも十分配慮するべきである。 ・環境には配慮してほしい。 上記意見を含む計 262 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、環境面への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
生活環境（大気質・騒音）	・住宅地への騒音、交通量の増加に配慮すること。 ・住民としては、特に、騒音、大気汚染について、十分配慮してほしい。 ・夜間の交通量が増加すると思われるので、住宅地が近いこともあり、騒音が懸念され、防音の対策が必要に思う。 ・交通量が増えると騒音が気になりますので、対策が必要と考えます。 ・一般住宅への騒音には特に配慮をお願いしたい。 ・住民の生活環境には十分に配慮されたい。 ・住宅密集地での騒音対策。 ・騒音や大気汚染などに留意すること。 ・道路建設ルートのあたる住民への騒音や環境への配慮が重要だと思います。 ・騒音等、住宅街にお住まいの方の迷惑が、かからないように配慮が必要だと思います。 上記意見を含む計 300 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
自然環境（動植物・生態系）	・動植物の生育地、自然環境を傷めないこと。 ・自然環境を残していく事が大事だと思う。 ・特に自然環境への配慮（必要以上に伐採をしない）を強く求めます。 ・あまり田んぼをつぶさないでください。 ・水田が多い地域であるが、水田は動植物にとって重要な自然環境であるため、なるべく水田を埋め立てないような設計にしてほしい。 ・藤前干潟に影響がないことを保証できること。 上記意見を含む計 82 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動物、植物、生態系等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
景観	・IC 設置は良いが、廻りの景観をそこなわないこと。 ・毎日の生活において、景観が良いことが大切かと考えます。 ・田園地域の景観に配慮してほしい。 ・のどかな田園風景など出来るだけ残るといいです。 ・周りの景観に配慮すべき 上記意見を含む計 39 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、景観等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

第2節 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

環境影響評価法第3条の7の規定に基づき、配慮書について愛知県知事、三重県知事、一宮市長、津島市長、稲沢市長、愛西市長、弥富市長、あま市長、大治町長、蟹江町長、飛島村長、桑名市長、木曽岬町長から意見聴取を行いました。

関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解を表 7-2 に示します。

なお、津島市長、大治町長及び飛島村長からの意見はありませんでした。

表 7-2(1) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
愛知県知事	1. 全般的事項	
	(1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。	配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容については、方法書第3章第3節及び第5章において丁寧に記載しました。
	(2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。	事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減します。
	2. 大気質、騒音、振動	
	事業実施想定区域には集落・市街地等が存在しており、事業の実施により大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。このため、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、事業実施に伴う生活環境への影響に配慮した計画となるよう努めます。 また、生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	3. 動物、植物、生態系	
	事業実施想定区域及びその周辺には広い行動圏を有するチュウヒ等の重要な種が生息する木曽岬干拓地や弥富野鳥園が存在しており、また、多様な生物の生息・生育環境である水田等が広く存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。このため、専門家等の指導・助言を得ながら、動物、植物及び生態系への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、専門家等の指導・助言を得ながら、事業実施に伴う動物、植物及び生態系への影響に配慮した計画となるよう努めます。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	4. 景観、人と自然との触れ合いの活動の場	
	事業実施想定区域には主要な眺望点及び田園風景等の景観資源並びに人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。このため、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、事業実施に伴う景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した計画となるよう努めます。 また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。

表 7-2(2) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
愛知県知事	5. その他 方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めます。
三重県知事	総括事項 今後の手続きにおいて、居住地に対する生活環境保全上の影響等について、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、科学的な知見に基づいて調査及び予測を実施すること。 また、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。	居住地に対する生活環境保全上の影響等について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。 また、今後、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事実が生じた場合においては、必要に応じ、環境影響評価の項目及び手法を見直し、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応します。
	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにします。
	個別的事項 1. 大気質、騒音及び振動 今後の手続きにおいては、工事期間中及び道路供用時の大気質、騒音及び振動による周辺環境への影響を最小限に留める計画とするため、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を十分に踏まえた環境保全措置を検討すること。	今後の環境影響評価手続きにおいては、工事期間中及び道路供用時の大気質、騒音及び振動による周辺環境への影響を最小限に留める計画とするため、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を十分に踏まえた環境保全措置を検討します。
	個別的事項 2. 水質・地下水 詳細なルート・構造の検討に当たっては、水脈等の周辺情報を把握したうえで、周辺水域、地下水質及び地下水位等に十分配慮した計画とすること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、水脈等の周辺情報を適切に把握したうえで、道路設計上の工学的・構造的な検討を行い、周辺水域、地下水質及び地下水位等に十分配慮した計画とします。
	詳細なルート・構造の検討に当たっては、近隣河川の流域変更を生じさせない計画とすること。また、鍋田川への流出負担が増加しないよう、流域治水の観点も踏まえ、雨水貯留浸透施設の整備など流出抑制対策を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、事業実施に伴う流域変更を生じさせない計画となるよう努めます。また、鍋田川への流出負担が増加しないよう配慮し、流域治水の観点も踏まえ、事業計画の検討を進めていきます。
	本事業で生じる排水により、周辺水域や地下水に影響を与えないよう、適切な排水管理が必要であることから、維持管理の観点も踏まえて、詳細なルート・構造を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、本事業で生じる排水により、周辺水域や地下水に影響を与えないよう、適切な排水管理が必要であることから、維持管理の観点も踏まえて、道路設計上の工学的・構造的な検討を行います。

表 7-2(3) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
三重県知事	個別的事項 3. 地盤沈下	
	東名阪自動車道の弥富・長島周辺は、軟弱地盤地区であることが懸念されるため、事業実施区域及びその周辺の地盤について入念的に調査を行ったうえで、ルート及び建設方法に十分配慮した計画とすること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、東名阪自動車道の弥富・長島周辺は、軟弱地盤地区であることが懸念されるため、周辺の地盤について入念的に調査を行ったうえで、道路設計上の工学的・構造的な検討を行い、ルート及び建設方法に十分配慮した計画とします。
	個別的事項 4. 陸生生物・水生生物・生態系	
	木曽岬干拓地及びその周辺においては、繁殖するチュウヒやオオタカ、越冬するコチョウゲンボウ等、多くの鳥類が採餌等に利用しているほか、カモやシギ、チドリの生息場所であることから、これらの動物への影響を最小限に留めるルートとなるよう計画を検討すること。 また、今後の手続きにおいては、猛禽類の定点調査を重点的に行うなど、影響を最小限とするため、ルートや工法、工期設定に十分配慮した計画とすること。	木曽岬干拓地及びその周辺においては、繁殖するチュウヒやオオタカ、越冬するコチョウゲンボウ等、多くの鳥類が採餌等に利用しているほか、カモやシギ、チドリの生息場所であることから、これらの動物への影響を最小限に留めるルートとなるよう配慮し、計画を検討します。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	自然公園や鳥獣保護区等の地域について、生息分布する動植物及びその生息環境を十分に情報収集・精査すること。なお、希少種・希少環境が把握された場合においては、回避・低減を優先的に検討するとともに、必要に応じて有識者の意見を聴くなど、希少種等保護に十分配慮した計画とすること。	自然公園や鳥獣保護区等の地域について、生息分布する動植物及びその生息環境を十分に情報収集・精査することに努めます。なお、希少種・希少環境が把握された場合においては、回避・低減を優先的に検討するとともに、必要に応じて有識者の意見を聴くなど、希少種等保護に十分配慮した計画とします。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	道路敷設に伴う野生動植物の分離、孤立化による個体群縮小の可能性についても、今後評価を検討すること。	動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	今後の手続きにおいては、自然環境に対する影響を最小限とする保全措置を検討するため、定量的な評価を行うなど、適切な評価方法を採用すること。	動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	個別的事項 5. 景観	
	周辺地区の景観との調和、眺望景観に配慮するとともに、事業実施想定区域に存在する樹林帯を可能な限り残置するなど、景観への影響を回避又は低減すること。	周辺地区の景観との調和、眺望景観に配慮するとともに、事業実施想定区域に存在する樹林帯を可能な限り残置するなど、景観への影響の回避又は低減に努めます。

表 7-2(4) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
三重県知事	個別的事項 5. 景観 眺望点の抽出にあたっては、地域住民の利用頻度が高い施設等も候補に含めるなど、選択肢を広く想定した上で主要な眺望点及び身近な視点場を選定し、景観への影響について調査及び予測を行うこと。	眺望点の抽出にあたっては、地域住民の利用頻度が高い施設等の身近な視点場も候補に含めるなど、適切に主要な眺望点を選定した上で、景観への影響について調査及び予測を行います。 また、景観への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	個別的事項 6. 文化財	
	6. 文化財 今後の手続きにおいては、埋蔵文化財包蔵地について、関係機関から最新の情報を収集したうえで、事業による影響を予測及び評価すること。	事業実施区域が周知の埋蔵文化財を通過する場合、または工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法の規定に基づき、適切に対処します。
	個別的事項 7. その他 環境影響評価図書については、インターネット上での公表も含め、縦覧期間後も引き続き閲覧が可能とするなど、本事業に対する地域住民への理解を促進するとともに、利便性の向上に努めること。	環境影響評価手続中の環境影響評価図書については、縦覧期間終了後も都市計画決定権者のホームページで引き続き閲覧が可能とするなど、本事業に対する地域住民への理解を促進するとともに、利便性の向上に努めます。

表 7-2(5) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び 事業予定者の見解
一宮市長	1. 全般的事項	
	事業計画の検討に当たっては、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、環境影響について回避・低減に努めること。 方法書以降の手続きでは、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすく説明を行うとともに、説明に使用する資料の充実を図ること。	事業計画の検討に当たっては、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、環境影響について回避・低減に努めます。 今後の環境影響評価手続きでは、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすく説明を行うとともに、説明に使用する資料の充実を図ります。
	2. 大気質・騒音及び振動等	
	ルート帯の中には住居が存在することから、本事業の実施により、大気汚染物質、騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される。このため、事業に伴う交通量予測の結果を考慮したうえで詳細なルート並びに調査、予測及び評価手法を決定すること。	今後の詳細なルートの検討にあたっては、計画交通量の推計結果を考慮します。 なお、計画交通量については、環境影響評価準備書に記載します。 また、生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	3. 動物、植物及び生態系	
	動物、植物及び生態系について、道路の存在により影響を及ぼす可能性があることから、最新の知見、事例等の収集を適切に行うこと。	動物、植物及び生態系について、道路の存在により影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて、最新の知見、事例等の収集を適切に行います。
稲沢市長	1. 全般的事項	
	事業の具体化にあたっては、環境配慮書に記載された自然的状況や社会的状況を十分に考慮し、事業実施想定区域付近に居住する住民や付近に生息する生態系への配慮を行い、周辺環境の保全に努めること。	事業の具体化にあたっては、環境配慮書に記載した自然的状況や社会的状況を十分に考慮し、事業実施想定区域付近に居住する住民や付近に生息する生態系への配慮を行い、周辺環境の保全に努めます。
	2. 大気環境	
	事業実施想定区域には、既存の集落が点在しており、事業の実施にあたっては大気質・騒音などによる生活環境への影響が懸念される。そのため、住民への丁寧な説明はもとより、生活環境への影響が最小限となるよう専門家等の知見を活用し事業を実施すること。	今後の環境影響評価手続きにあたっては、住民への丁寧な説明はもとより、生活環境への影響が最小限となるよう専門家等の知見を活用し事業を実施します。
	3. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系	
	事業実施想定区域には、水田などの農地が点在しており、多様な動植物が生育しているため、生態系への影響を十分に調査・研究したうえで事業計画を作成すること。	事業実施想定区域には、水田などの農地が点在しており、多様な動植物が生育しているため、事業計画の具体化にあたっては、生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。

表 7-2(6) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
稲沢市長	4. 景観及び人と自然との触れ合い活動の場 事業実施想定区域には、高層な建築物がなく田園風景が広がる箇所があり、景観や人と自然との触れ合い活動の場も包含されており、影響が懸念される。そのため、事業の実施にあたっては、これらへの影響が最小限となるよう、計画の段階から配慮を行うこと。	本事業の実施にあたっては、景観や人と自然との触れ合い活動の場への影響が最小限となるよう、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
愛西市長	事業実施想定区域には主要な景観資源が存在していることから、景観資源を損なうことのないよう十分配慮すること。	事業実施想定区域には主要な景観資源が存在していることから、景観資源を損なうことのないよう十分配慮します。
	当市内において、天然記念物コウノトリの生息が確認されていることから、計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施したうえで、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討するなど、生態環境への影響に配慮した事業計画とすること。	愛西市において、天然記念物コウノトリの生息が確認されていることから、事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価手続きにおいて、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施したうえで、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討するなど、生態環境への影響に配慮した事業計画とします。
	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めること。	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めます。
弥富市長	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮すること。	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮します。
	計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、今後の環境影響評価の手續において、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討します。
	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めること。	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めます。

表 7-2(7) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
あま市長	1. 騒音、大気汚染、振動対策	
	事業実施想定区域には、当市の集落・市街地が存在しており、事業の実施により騒音、大気汚染、振動などの生活環境への影響が懸念されます。このため、防音壁や低騒音舗装、車線配置等により、住宅地への影響を抑える設計案を検討し具体的な設計に反映させるようお願いします。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手續において、生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
	2. 農地、水環境への配慮と生態系保全	
	事業想定区域には、田畑、水路、河川があり、事業の実施によりこれらの影響が懸念されます。このため、緑の緩衝帯や植栽計画等を設け、農地・水路・生物多様性の保護措置を事業計画に盛り込むようお願いします。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手續において、動物、植物、生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
	3. 景観、人と自然の触れ合いの場の保全	
	事業実施想定区域の周辺には景観資源や散策路等の人と自然のふれあいの場が存在しており、これらへの影響が懸念されます。このため、周辺環境との調和を図り、景観の保全や緑地・水辺空間等、人と自然がふれあえる場所への影響に配慮した事業計画とするようお願いします。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手續において、景観や人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
蟹江町長	4. その他	
	方法書以降の図書の作成に当たっては、地域住民や関係者の多様な意見に配慮し、わかりやすい図書となるようお願いします。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、わかりやすい内容となるよう努めます。
	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮すること。	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮します。
	計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、今後の環境影響評価の手續において、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置の検討を行います。
	方法書の作成に当たっては、町民に分かりやすい内容となるよう努めること。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、わかりやすい内容となるよう努めます。

表 7-2(8) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
桑名市長	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮すること。	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮します。
	計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、今後の環境影響評価の手續において、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置の検討を行います。
	方法書の作成に当たっては、市民にわかりやすい内容となるよう努めること。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、わかりやすい内容となるよう努めます。
木曽岬町長	1. 全般事項	
	事業計画の検討にあたっては、計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、出来る限り環境影響の少ない設計・計画とすること。また、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避と低減に努めること。	事業計画の検討にあたっては、計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、出来る限り環境影響の少ない設計・計画とします。また、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避と低減に努めます。
	現地調査等の実施にあたっては、地域住民や土地所有者、その他関係者等に対し、丁寧な説明を実施するとともに積極的な情報の提供を行うこと。	現地調査等の実施にあたっては、地域住民や土地所有者、その他関係者等に対し、丁寧な説明を実施するとともに、必要に応じた積極的な情報の提供に努めます。
	方法書以降の手續きにおいては、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすい説明を行うとともに意見聴取の機会を適切に確保すること。	今後の環境影響評価の手續きにおいては、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすい説明を行うとともに意見聴取の機会を適切に確保します。
	2. 大気環境	
	事業の実施により大気汚染物質や騒音・振動等による生活環境への影響が懸念されることから、周辺地域を含め、生活環境への影響に配慮した事業計画とすること。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手續において、生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 また、生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	3. 水環境	
	事業の実施により区域内に存在する河川の水質及び水底の底質に影響が生じないよう、河川の状況を十分に調査し、水質等の保全に努めること。	事業の実施により区域内に存在する河川の水質及び水底の底質に影響が生じないよう、河川の状況を十分に調査し、水質等の保全に努めます。

表 7-2(9) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
木曾岬町長	4. 動物、植物、生態系 動物、植物及び生態系に影響を与える可能性があることから、既存文献や先行事例に関する情報収集に努めるとともに、専門家からの指導・助言を受けて適切な調査、予測及び評価手法を検討すること。	今後の環境影響評価の手続において、既存文献や先行事例に関する情報収集に努めるとともに、専門家からの指導・助言等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	5. 景観、人と自然との触れ合い活動の場 木曾三川河口部の美しい河川景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避・低減するため、景観等への影響に係る評価が適切に行える眺望点を選定のうえ評価を行うこと。	今後の環境影響評価の手続において、景観等への影響に係る評価が適切に行える眺望点を選定のうえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。